

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111
FAX 973-9819

子育て

**沖縄県立美咲特別支援学校
平成22年度幼稚部幼児募集説明会**
沖縄県立美咲特別支援学校幼稚部
☎938-11037

平成22年度の幼児募集に向けての説明会を行います。なお、知的に遅れのあるお子さんの教育相談、学校見学、体験活動については随時受け付けています。お気軽にお電話ください。

【と き】 入学説明会 12月10日(木)
午後2時30分～午後3時30分
(受付 午後2時15分～)

出願期間 2月8日(月)～9日(火)
入学者選考日 3月9日(火)又は10日(水)
【ところ】 美咲特別支援学校幼稚部

【対象】 平成22年3月31日現在で満年齢が3歳・4歳・5歳に達する知的発達に遅れのある幼児。

【お問い合わせ先】

美咲特別支援学校幼稚部 担当：平川
午後1時30分～午後5時

母子家庭高等技能訓練促進費事業の内容が変わりました

児童家庭課

☎973-4983

母子家庭の母が、看護師、介護福祉士などの資格取得のため、養成機関で修業する場合に、生活の安定を図り、資格取得を容易にするための費用を一定期間支給する事業を実施しています。このたび、国の経済危機対策の一環として、支給対象者の条件などが一部変更になりました。(下記の表)

【対象者】

- うるま市に住所を有する母子家庭の母で、次のすべてに該当する方
- 児童扶養手当を受給しているか、それと同等の所得水準の方
- 養成機関において実施する修業年限が2年以上で、資格の取得が見込まれる方
- 就業(仕事)又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 過去に、この訓練促進費を受けたことがない方

【対象資格】

- 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他市長が適当と認める資格

【申請方法】 児童家庭課で事前相談が必要ですが、詳しくは事前相談時にお知らせします。

※すでに修業されている方で、希望される方は、早めにご相談ください。

母子家庭高等技能訓練促進費事業の主な変更内容

変更項目	変更前	変更後
対象者	養成機関において実施する修業年限が2年以上のうち、3分の2に相当する期間を修業し、資格の取得が見込まれる方	養成機関において実施する修業年限が2年以上で、資格の取得が見込まれる方
申請時期	修業する期間の3分の2に相当する期間を経過した日以降に申請	修業を開始した日以降
支給対象期間	修業する期間の3分の1に相当する期間が支給対象(12カ月を上限)	申請のあった月から修業が満了する月までの全期間が支給対象
支給月額	・市町村民税非課税世帯 103,000円 ・市町村民税課税世帯 51,500円	・市町村民税非課税世帯 141,000円 ・市町村民税課税世帯 70,500円

※この内容は、平成21年6月5日から平成24年3月31日までの間に修業している方が対象です。

※支給月額は、6月分から変更

募集

うるま市「市民音頭」作品募集

まちづくり課

☎973-50029

市民の融和と郷土愛の高揚を図り、うるま市を広くアピールすることを目的に「市民音頭」を募集します。市内外からの多数の応募をお待ちしています。

【作品募集の内容及び条件】

- 募集は、歌詞のみとする。
- 市民が親しみやすく、明るい内容の歌詞で、うるま市をイメージするもの。
- 市の歴史や風物を歌ったもので、郷土愛を高揚する歌詞であること。
- 歌詞は、1番から4番又は5番までとする。
- 自作の未発表作品で、他者の知的所有権、知的財産権を侵害しないもの。
- 一般公募(応募資格は問わない)とし、一人1作品とする。
- 歌詞の漢字には、必ずフリガナを付けること。

【申込方法】

まちづくり課の窓口に用意してあります応募用紙又は、うるま市まちづくり課ホームページから応募用紙をダウンロードしてお申込ください。多数のご応募お待ちしております。

【募集期間】

10月21日～12月21日 午後5時時まで(郵送の場合も、当日必着とする)